

〔書言字考節用集六服食〕紙羽カキバ又作合羽カキバ、今世

〔倭訓加編四〕かつば 紙羽の義なりといへれど、或は哈叭と書てもと南蠻人の路服、塵汚をよ

くる上衣也、此方の雨衣、其制に倣ふをもてよべる也といへり、

〔采覽異言一〕ヲランド又云ニナラン

和蘭、本北海小道名、其先入爾馬泥亞人也、○中又披皂縵如靶爲莊服、猶浮屠著僧伽黎也、笠云ニフク

マントル、波爾杜瓦爾呼爲カ  
ツバ、此方雨衣、蓋倣其製也、

○按ズルニ、カツバハ、葡萄牙語及ビ西班牙語ノ *capa* ヨリ出タルナラン、

〔橘庵漫筆二編四〕紙にて製せし雨衣を合羽と云は、波爾杜瓦樂國の莊服に、カノハと云ものあり、

本朝の服折のごとし、このカノハの轉語なるべしといへり、十里合羽カキバ半茶合羽カキバなどいへるもの、

みな似たる類なればにや、

〔鹽尻十三〕賢按、かつばといふは、今云丸がつばの事にて、俗坊主がつばともいふ、元來紙がつばの

事也、今世の木綿合羽の製は、昔は無きもの也、是も寛文延寶の頃、旅行の寒をふせぎの爲に出來

たるもの故、十里よりゆく旅行には著する事を禁ず、依て三方邊にては、爾今木綿合羽の事をば

十里といふ也、今は皆その元を知らざるよりして、雨中には御免なされといふて、座敷内まで著

する事になりたり、是は有間敷事となん、

〔安齋隨筆後編十五〕一雨衣ニ上古ハ貴賤ともに蓑を著たり、近世に至てカツバといふ物を著す、

○中 和蘭人の上衣にするもの、此方の坊主ガツバの如く也、和蘭詞にてはマントルと云、ホルト

ガルの詞にてはカツバと云也、其カツバと云物を似せ作りて、此方にて雨衣に用ゆ、是をカツバ

と名付るなり、

〔貞丈雜記三袖〕一合羽と云ふ物、古はなき物也、合羽は近代の物也、いにしへは侍も蓑を著しける